

大嘗會屏風について

—平安時代「やまと繪」研究の一節—

秋 山 光 和

「やまと繪」といふ言葉は我が美術史上一般に慣用せられてゐるが、その意味が、私には明らかでない。そこで自分なりにこの語の基礎的觀念を整理してゆきたいと考へ、先づ、平安時代に於てどの様な繪畫が實際に「やまと繪」と呼ばれてゐたかを考察すること、した。「大嘗會屏風」は、その際に出會つた一つの問題なのである。従つて、問題としてはやや特殊な、部分的なものやうではあるが、研究を進めるにつれてかなり深い内容を含むことが明らかになり、平安時代の繪畫研究上特に注意すべき事項だと考へるに至つた。そして更に宮内省圖書寮の允許を得て、同寮所藏の「大嘗會悠紀主基詠歌」及び「大嘗會和歌部類」といふ稀觀の書寫本を閲讀し大嘗會の屏風繪に就いて畫題その他種々具象的な概念を明らかにすることが出來た。それ故「やまと繪」全體について論ずるに先立ち、一つの伏線として、大嘗會屏風を獨立の課題として考察し、前記の圖書寮本の紹介をも行ふこと、した。研究としては、まだ素材的なものであるが、今迄に考へ至つた所を述べて、先輩諸彦の示教を仰ぎたいと思ふのである。なほ判讀の便宜の爲に本文各章の目次を左にかゝけて置く。

大嘗會屏風について

- 一 大嘗會と大嘗會屏風
- 二 大嘗會屏風の記録文献
- 三 大嘗會屏風の和歌
- 四 大嘗會屏風の時代的上限
- 五 大嘗會屏風の美術史的意義
- 六 圖書寮本大嘗會和歌集の考察

一

大嘗會屏風が如何なるものであるかといふことは、種々の文献記録を求めてゆく中に漸次明らかなる映像として私の中に形成されてきたものであるが、こゝでは敘述の便宜のため、先づ第一章に大嘗會及び大嘗會屏風の輪廓を結論的に述べておき、ついで第二章及第三章において、その様に考へるに至つた理由を文献をあげて説明し、更に細かい問題に進んでゆきたいと考へる。

大嘗會とは、天皇が、御即位後初めて、新穀をもつて、天照大神を始め奉り天神地祇を祭りたまふ儀式であつて、御一代一度の大祭である。而してこの御儀式は御即位が七月以前ならばその年の、八月以後ならば

一

翌年の、十一月と定められてゐる。先づ、十一月の中（或ひは下）の卯の日の夜半、大内裏朝堂院の龍尾壇前に新造された大嘗宮において、悠紀主基の祭祀が神々しくとり行はせられる。ついで明くる辰の日には悠紀の節會が、巳の日には主基の節會が、午の日には豊明の節會が、朝堂院の西隣なる豊樂院に於て、にぎやかにめでたく行はれて、主要な行事は終るのである。

さて大嘗會屏風は、この辰の日と巳の日、悠紀主基の節會に用ひられるもので、^(註一)大嘗會の種々な調度の中でも重要なもの、一つであり、毎回慎重な手續をへて悠紀、主基それ〴〵に新造せられるのである。而してこれは「和繪屏風」と「本文屏風」とからなつて居り、和繪屏風が六帖、^(註二)本文屏風が四帖あるのが普通で、屏風の高さも和繪屏風が四尺、本文屏風が五尺と定められてゐた。^(註三)

和繪屏風といふのは、大嘗會屏風和歌を題としてその意を描いたものである。この屏風和歌は一帖に對して三首づゝあり六帖十八首から成つてゐる。その實例は第三章に擧げるが、悠紀主基それ〴〵の國郡から勸申された名所を主題とし、これを一年十二箇月の行事や風物に組み入れて歌つたもので、所謂名所歌と月次歌の結合した形と考へられる。屏風には、この歌を色紙形に書き、その意を繪に畫くのである。六帖の場合には一帖に二箇月づゝの景趣が描かれることになる。^(註四)

本文屏風といふのは、支那の典籍からぬき出した瑞祥に因んだ文章の意に寄せて圖繪されたものである。此の文章が即ち「本文」と呼ばれるもので實例は次章に示す如くである。本文屏風は四帖が普通であつたらしく、一帖づゝ春夏秋冬の季節感を含ませてゐる。^(註五)所で、斯様な本文に

よつて圖繪された繪畫を平安時代には「唐繪」と稱してゐたと思はれるが、大嘗會の和繪屏風と本文屏風（即ち唐繪屏風）との區別は専らその主題によつてゐるのであつて、兩者の間に技法上の差違が存したとは考へられない。この點に關しては第五章で再び言及したいと思ふ。

大嘗會を行はせられるためには、悠紀主基それ〴〵の行事所が設けられて、幾月も前から慎重に準備が進められる。而して大嘗會屏風の調製には當代一流の歌人、書家、畫家等が定まつた方式に従つて之に當るのである。

和繪屏風の製作に關しては、先づ、悠紀主基の國から、それ〴〵の行事所へ、國內の名所の名を註進する。行事所では、悠紀主基おのおの、和歌作者を一流歌人の間から撰んで、この地名によつて風俗歌と屏風歌とを詠進させ、風俗歌は樂所に下し、屏風歌の方は、繪所に下す。繪所では、最も優秀な繪師が撰ばれて、此の歌に寄せて屏風に圖繪する。またその色紙形には、能書の人撰ばれて歌を書する。かうして和繪屏風が出来上るのである。^(註六)

本文屏風のためには、悠紀主基の行事所が、それ〴〵文章博士に命じて、本文を勸申させ、之を繪所に下して屏風に圖繪させるのである。能書の人によつて本文が色紙形に書き入れられることも同様である。^(註七)

以上が、大嘗會屏風とはどういふものであるかといふ、大凡の概念である。次に、その一々の點について、據り所をあげて、なほ敍説しよう。

(註一) 「西宮記」「北山抄」「兵範記」等による。これらについてはすべて第二章で説明する故、以下には典據として書名のみをあげる。

(註二) 言ふまでもないが、平安時代の記録に見える屏風一帖とは、今でいふ一隻のこ

とである。使用法の相違から、近世の様に一対を単位とはせず一帖づつを単位に考へたらしい。一帖は原則として六曲であつた。

(註三) 「兵範記」夜鶴庭訓抄」

(註四) 「大嘗會悠紀主基詠歌」「大嘗會和歌部類」

(註五) 「兵範記」「長元九年大嘗會御屏風本文」

(註六) 「袋草紙」

(註七) 「兵範記」「夜鶴庭訓抄」

二

大嘗會屏風なるものに先づ私の注意を向けさせたのは「兵範記」の記載であつた。平安時代に用ひられた「やまと繪」といふ言葉の實例を記録の中に求めてゆくうち「兵範記」の仁安三年十二月十日の條に於て、大嘗會の際に「和繪」と呼ばれる屏風が製作されることを知つたのである。その記事は次の如くである。

〔十二月十日〕

早日著行事所、大嘗會威儀御物竝副御調度内覽殿下、可進納内裏 (中略)

大嘗會悠紀所

注進 御物目錄事

合 (中略)

御屏風十帖 在青地御物袋二脚

五尺四帖 本文

四尺六帖 和繪

仁安三年の十一月中に大嘗會が終了して、十二月十日には、この儀式に用ひたさまざまの御調度類を内裏に進納し奉るため、行事所において

大嘗會屏風について

關白基房の内覽をうけたのであつた。そのとき悠紀方から差出した調度品の目錄が前引の兵範記に収録されてゐる譯であるが、その威儀御物の中に屏風十帖があり、それは、五尺四帖の「本文屏風」と四尺六帖の「和繪屏風」とからなつてゐたことが知られる。そこで、この本文屏風及び和繪屏風とは如何なるものであるかを考察したいと思ふのである。所で「兵範記」の同年の條には、大嘗會の屏風についてなほ幾つかの記事が見出される。即ち大嘗會に先立つて、九月一日には、本文屏風の本文が勘申されて、繪師宗茂に下されてゐる。

〔九月一日〕

内藏權頭長光朝臣獻大嘗會悠紀方本文一通

勘申 (中略)

仁安三年八月廿七日 正四位下行内藏權頭藤原朝臣長光

一通

勘申 悠紀方御屏風四帖本文事

一帖

後漢元初三年

成王時然丘之國

漢宣帝神雀元年

二帖、三帖、四帖

已上本文各三如右

年月日位官姓名如初 (中略)

屏風本文書寫下給繪師能登權守宗茂、正文留官致沙汰。

この九月一日の本文勘申に次いで、九月十三日には、陰陽寮の日時擇申に基いて、繪所において屏風繪の制作がいよいよ宗茂によつて始められた。

〔九月十三日〕

右大史三善章貞持來始悠紀繪所日時勘文、見了返下了、即今日於行事所令書始御屏風。一帖。面綾召卜食國能登權守家茂勤之、所勞之間依不參、行事所史持來日時也、

陰陽寮

擇申、可被始大嘗會悠紀繪所日時、

今日十三日辛未 時申二點

仁安三年九月十三日 陰陽博士兼但馬權介賀茂朝臣濟憲

主計頭兼頭賀茂朝臣在憲

つづいて九月二十九日には次の記事が見える。

〔九月二十九日〕

早且行水解除參行事所、諸國召物多辨濟、大夫史同參着、御調度塗調、螺鈿地少々居貝、又蒔繪物宗茂畫繪様、四尺御屏風同墨畫。（下略）

この最後の同といふ字はすぐ上の宗茂をうけるものと考へられるから、四尺屏風、即ち和繪屏風の方も宗茂が描いた事が知られる。

かくていよゝ大嘗會となり、第二日の辰日節會の際に、大極殿内の東西におかれた悠紀主基の御帳の周圍に五尺の本文屏風が立てられる旨が見える。

〔十一月廿三日〕

庚辰、早且參大極殿、大夫史並行事官皆參、奉仕節會御裝束、（中略）

高御座東西第四間立御帳悠紀在東
主基在御帳良乾兩角壇々上立五尺御屏風件屏風新調也、
良一帖乾二帖立
之、各一本、文繪、皇后宮權大
夫朝方卿等存紙形、主基一同（下略）（註一一）

仁安三年高倉天皇の大嘗會に際して調進せられた屏風に關してはかやうに兵範記の記事によつて相當詳細に知り得たのであるが、なほ弘く和繪屏風及び本文屏風に關する研究資料を他の文献に索め考察を進めたい

と思ふ。

平安時代末期の和歌書として著名な藤原清輔の「袋草紙」卷一に「大嘗會歌次第」といふ記事がある。

先從國々註進所々名於行事辨。下作者許。作者撰便宜所々（各可避禁忌）。諷詠之。進行事辨所。以風俗歌下樂所（以之人々作樂）。以屏風歌下繪所（以之書圖之）。若和歌有遅々之時。所々名ニ書詞先進之。和歌ハ追進之。（件詞作者計之。）又風俗歌許進常事也。

これによつて、大嘗會和歌詠進の次第と、それに基いて和繪屏風が作られる次第とが分る。

そこで、この和繪の内容を考へるためには、是非とも大嘗會屏風歌がどういふものであつたかを知る必要がおこつてくる。然るに幸に、宮内省圖書寮には、「大嘗會悠紀主基詠歌」及び「大嘗會和歌部類」といふ二種の寫本が傳へられてをり、私は同寮の允許を得てこれを閲覽する機会に恵まれた。この兩書の詳細については第六章で述べることとし、その記載によつて判明した屏風歌の例は次の章にかゝげることとした。

本文屏風については、やはり平安時代末期に書かれた入木道の一名著である藤原伊行の「夜鶴庭訓抄」に次の一文がある。（註一五）

一、大嘗會御屏風大事也。悠紀。主基とて左右あり。五尺六帖。四尺六帖。づつ左右ニあるなり。五尺には本文ヲ書。四尺にはかなを書。はかせ二人、左右にして、本文はかんがへて、やがて所のはかせ哥よみなれば、哥も兼よむ也。さらねば別の人もよむ。悠紀の方の哥をば、たゞかなに、主基の方はさうに書。秘説也。

本文が儒者によつて勘申され、繪所において圖繪されることは、前述の兵範記の記事によつても知られ、また省略されてはあつたが、その形

式をも窺ひ得た。ところで斯かる本文屏風の全形を知りうる資料としては長元九年後朱雀天皇の大嘗會屏風本文が群書類従公事部に收められてゐる。(註一六)そして「夜鶴庭訓抄」には本文屏風をも六帖としてあるが、兵範記やこの長元九年の例によると四帖の方が普通であつたと思はれる。

ところで此の大嘗會屏風は如何にして用ひられたであらうか。

「西宮記」(註一七)には、大嘗會儀式の細かい記述があるが、その中、辰日の所に

天皇御悠紀御帳 (中略) 傍立御屏風

と記されてゐる。

「北山抄」(註一八)にも同様の儀式次第をのせ、屏風については一段と詳しい

記載がある。

御帳東西 立四尺屏風 乾北良三方 立五尺屏風四帖 天慶記云 御帳良角 立五尺屏風一帖 乾角立同屏風二帖 其一帖

立廻裏 隱所

そも／＼大嘗宮における卯日の祭祀は、神ながらの極めて嚴かなものであるから、屏風の如き裝飾は用ひらるべきではない。之に對し、辰の日巳の日の節會は、悠紀主基の國の貢物を献じ、饗饌を賜ひ、風俗樂を奏するなど君臣和樂の饗宴であつて、かゝる屏風を飾るにふさはしい。

西宮記や北山抄によれば豊樂院の高御座の左右に繼土壇をし、その端に悠紀と主基との御帳が設けられるのであるが、屏風は即ち、悠紀主基それ／＼に御帳の傍に立てられるのである。斯うした用法は平安時代を通じて守られたと見え、前述した兵範記の辰日の條にも同様に記されてゐる。たゞこの頃には豊樂院が燒失してゐたので、節會は大極殿で行はれたのである。なほ兵範記には五尺(本文)屏風を立てる事のみあつて四尺(和繪)屏風の用法は不明であるが、北山抄の例もあり、やはり四尺屏風

大嘗會屏風について

の方も、同じ場所に用ひられたと考へられる。

なほ大嘗會の際には、此の他に副御調度として四尺五寸の屏風四帖も用ひられたらしい。それは「兵範記」久壽二年十二月二日の條に、後白河天皇の大嘗會を行はせられた後で調度御覽の事があつた趣を記した中に、

依仰、副御調度別置南對弘庇

三階厨子一雙……(中略)

四尺五寸泥淡和繪屏風四帖 在置 一帖

威儀御調度御物等、不召上、不可御覽也

とあることによつて知られるのである。

前に述べた「兵範記」仁安三年十二月十日高倉天皇の大嘗會の調度御覽の條にも、御物目録として御屏風十帖その他の重要な調度類をあげた後に、別に「副御調度事」として御屏風四帖四尺五寸をあげてゐる。この事によつても四尺五寸屏風の方は、御屏風和歌によつて作られた四尺和繪屏風とは別種のものである事が分る。(註一九)

(註九)「兵範記」は京都帝國大學及び近衛家藏の信範自筆本(史料大成所收)に據つた。

(註一〇)宗茂は、仁安三年の大嘗會にあたり、屏風の他にも、師子形や小忌文の繪様を描いたり(兵範記同年七月四日及び十月二十九日條)、御禮の際の地形圖を描いたり(同十月十二日條)して、最も活躍した。宗茂については、「尋尊大僧正記」文明四年十二月廿三日條所載の「巨勢系圖」に

(前略) 弘高 安女正 左近將監 信茂 左衛門志羽權守 宗茂 能登權守 (下略)
長者 長者 長者

と位置づけられてゐる。この中で彼の先代となつてゐる信茂は「長秋記」長承三年四月廿一日の條に「繪師信茂來、女院御堂扉事也」として出てくるから、これとの年代

五

的關係を考へても、此の系圖上の位置は承認できる様に思はれる。

宗茂の名は、此の仁安三年の大嘗會關係の他にも、これより二十一年前の久安三年に於て

「台記別記」久安三年三月廿八日

四尺五寸泥繪御屏風二帖 以詩畫之 聖正忠宗茂

と見えて居り、また仁安元年の六條天皇大嘗會にも御禊の繪圖をかいてゐる。(兵範記同年十月十五日「御禊點地也……次召繪師、民部大夫宗茂朝臣參入東庭、仰繪圖事御官還入、即圖繪持參云々」)。

されば、宗茂は平安時代末期において、巨勢家の正流として繪所の中心的位置にあり宮廷繪師としては、同時代のかの隆能や隆信に劣らず重きをなしてゐたと考へられる。

(註一一) 史料大成本には家茂となつてゐるが、能登權守といふ官名から考へても宗茂である事は明らかである。

(註一二) 辰日節會の際のこの本文屏風の用法は仁安元年の六條天皇大嘗會の場合も同様であつて、「兵範記」にほゞ同じに記載されてゐる。

〔仁安元年十一月十六日丙辰〕

今夜節會兩國供奉大極殿御裝束、其儀、高御座東西第四間立御帳悠紀東 主基西御帳長乾兩角境上立五尺屏風、

件屏風各新調也、良立一帖、乾立二帖、主基方准可知之、宮内少輔伊行出本文。

(註一三) 「袋草紙」の著作年代は明瞭でないが、清輔は高倉天皇の治承元年に歿して居り、また建久二年の奥書に「此本ハ清輔手目所令書進二條院之草子也」とあることにより大體の年代を推しはかる事が出来る。

(註一四) 此の書の大嘗會和歌に關する記事については註三〇で再説する。

(註一五) 「夜鶴庭調抄」の著作年代については、書中の「悠紀主基御屏風書人々」の條の末段に「高倉」とあることにより高倉天皇の御代になつたものであると推定される。

(註一六) 長元九年大嘗會、悠紀御屏風五尺四帖本文。

一帖

高辛氏以正月七日恒登東崗。命青衣人令列青馬七匹調青陽之氣。馬者主陽。青者主春。尚者萬物之始。人主之居。七者七曜之清。徵陽之氣溫始也。

江陽縣北有魚穴。聖明之代二月八日出嘉魚。名白景穴。其地多桃竹鸚鵡白鶴。平蓋山上多荔支櫻桃。洞中有道士館。傍山帶水。猿嘯鳥吟。蓋長生之勝地。舊老

相傳云。張公求仙之處也。

二帖

西方有山壁。立千仞澗谷之中。有獸。其文如豹。其角如牛。其名曰狡。夏見則其國大穰。

高密縣有密水。故高有高密名。今俗所謂百尺水者。蓋密水也。古堰斷此水。以爲稻田數千頃。平昔人多以耕殖。

列嶽之中一嶽在中。樹木茂盛。其高不知幾千仞。以六月祭之。如諸嶽之祠。法明則天安寧。

三帖

上申之山生白鹿。仁獸也。白若霜雪。自有牝牡。不與紫鹿羣。其壽千歲。五百歲則色純白。德至鳥獸。則見安林之山。其陽多赤銅。其獸多虎豹犀兕。有鳥。其狀如翟。而五采以文。名曰鸞。見則天下和平。

觀水者西流注于流沙。是多鯨魚。狀如鯉。鯉身而鳥翼。蒼文而白喙。常行而游於東海。以夜飛。其音如鷹鷂。見則天下太穰。秋稼如雲。

四帖

周四年冬。旃塗國獻風雉。載以瑤華之乘。以五色玉爲餽。駕以采象。至京師。畜於靈禽之苑。飲以瓊漿。餽以雲實。

角獸者瑞獸也。日行萬里。以千里能言。曉四夷之言。明君聖王在位。明達方外。德被幽遠。則奉書而至琴鼓之山。其木多椒栢。其上多白珉。其下多洗石。其獸多豕鹿。多白犀。其鳥多鴻鴈。凌寒而來。

宮内省圖書寮にも同じ標題の一本があり、類従本とほゞ同文であるが、欄外に「帝王世紀」「山海經」など、朱書して本文の出典を註してゐる。

(註一七) 「西宮記」については註二〇を参照。

(註一八) 「北山抄」は、藤原原任が、三條天皇の御代から後一條天皇の御代の始めにかけて、漸次書き上げたものである。全十巻の中、大嘗會のことの載つてゐる第五巻

(踐祚抄)は長利五年以後になつた部分と考へられる。(利田英松博士「北山抄について」史學雜誌和九年九月による)。

(註一九) 久壽二年の調度御覽の箇所にあげられた品目は全部副御調度のみである。これは前後の文章からも推し得るが、更にこれらが仁安三年度の副御調度の品目と一致

する事によつて一層明らかである。而して、「大嘗會悠紀主基詠歌」には後白河天皇の大嘗會歌として、「四尺屏風六帖和歌」が収録されてゐるから、久壽二年に於ても大嘗會屏風としては威儀調度たる四尺の和繪屏風の作られたのは固よりのことである。

三

宮内省圖書寮本の「大嘗會悠紀主基詠歌」及び「大嘗會和歌部類」は平安時代の大嘗會和歌を纏つた形で今日に傳へてゐる貴重な文献である。その構成については第六章及び附表を参照せられたいが、要するに、風俗歌は仁明天皇の天長十年大嘗會から、屏風歌は三條天皇の長和元年大嘗會の時のものからを載せてゐて、以後鎌倉時代の始めに至るまでは兩本を補ひ合はず事によつて代々の御歌をほぼ全部知り得るのである。

之によつて、屏風歌の形をみると、最初に収録されてゐる三條天皇の大嘗會の悠紀屏風は四帖であるが、次の後一條天皇の御時のものからは六帖になり、以後これが定つた制になつたらしく思はれる。

こゝにはまづ前引の兵範記に「四尺六帖和繪」と記載された、仁安三年の高倉天皇の大嘗會屏風に書かれた和歌を此の書によつて示し、和繪と呼ばれる屏風がいかなる構成と内容をもつてゐたかを、この歌から考察することにした。従つてかなり長くはなるが悠紀主基合はせて三十六首の歌と詞とを全部載せることとする。

高倉院
當今

卜合郡甲賀
悠紀方近江國

從三位式部大輔藤原朝臣永範

四尺屏風六帖和歌十八首

甲帖 正二月

大嘗會屏風について

若松杜子日士女來遊

わかまつのもりにひきつれねのひして
ちよのみとりをてにこそめつる

梅原有人家庭前梅花盛開

のきちかくはなさきにけりむめのはら
みなとに、ほふかせもしるくて

青柳杜楊柳垂糸

あをやきのもりにしたれるいとたえず
はるくることにいろそまさらん

乙帖 三四月

櫻山有見花之人

さくらやまかせもしつけきみのよは
はなのほひもとこめつらなり

玉井邊款冬開敷

ちよにすむかけきよければたまのの
そこさへてりてさけるやまふき

龜岡藤花開懸藤燈

こふくともいろはかはらしかめをか
いはねにかゝる本

丙帖 五六月

安良村田夫採早苗

あめのしたやすらの村にうふるたは
さなへとるよりにきわひにけり

桑原村家々養蠶

いまよりはとしにやたひのこかひして
みつきそなふるくわはらのむら

田上河有六月菝之所

ちはやふるたなかみかはのきよきせに
ちとせをいのるなつはらへして

丁帖 七八月

入野草花旁開行人見之

ものことにさかゆるときとみゆるかな
あきにいる野のはなもひもとく

大井郷秋稼豐饒

みつひにしおほ井のさとのあきのたに
そてをもみえずとしえたるかな

勢多橋運調物人馬經過

むかしよりみつきはこふあとありて
たへすわたるせたのなかはし

戌帖 九十月

益田村民夕刈稻

いにしへのちのくらにもみてしよに
これはますたの^本

志賀山道行人絡繹

ゆくすゑもたのもしきかなしかの山
みちありとのみたみもうたへは

大瀧山紅樹交水

みつのあやもにしきをそをるおほたきの
やまのもみちのいろふかくして

己帖 十一月

奥野郷網獵地解之間網有藁塵

みかりするおくのゝあみは^本

しかせりとこそ人もいふなれ

會坂山關樹曆霜繁茂

しもふれとさかえこそませ君か代に
あふさかやまのせきのせきもり

八重坂山白雪紛々群鶴遊

ゆきふれはつるのけころもしろたへに
かさねやそふるやへさかのやま

仁安三年十月三日

主基方備中國 散位從四位下 藤原朝臣清輔
卜合郡賀夜

御屏風六帖和歌十八首

甲帖 正二月

小松原子日有野遊之客

はる／＼とこまつのはらにねのひして
ちとせにあけるけふにもあるかな

長尾村有摘若菜之人

わかなおふるなかおのむらのさと人は
いくよのはるをつまむとすらむ

稻井苗代蒔種之所

つるのこのたねをいな井にかしつわは
なはしろ水にちよはまかせむ

乙帖 三四月

櫻井渡櫻花盛開遊人概之

ふく風もおさまれるよにさくら井の
はなみてくらすけふのたのしさ

藤戸藤花尤盛岸脚維船

ふちとには花さきぬらしむらさきの
なみまにみゆるあけのそほ(カ)ふね

御牧原緑草茂多放馬

そてたれてやすらけきよとあひにけり
みまきのはらにこまをはなちて

丙帖 五六月

永良村多殖田之所

きみかよはなからのむらにひをへつ、
ちきたのさなへとれとつきせず

日置里翟麥色々開如錦

あかねさすひをきのさとにいつとなく
さらすにしきやとこなつのはな

河邊川行六月稜

かはへかはしらゆふなみのきよきせに
やをよろつよのみそきをする

丁帖 七八月

松岡薄茂塵風

まつをかまねくおはなのしけければ
ちよをはほかへやらしとおもふ

高機山々脚萩原開敷麋鹿來遊

たかはたのやまのすそのにをりしける
はきのにしきはしかやたつらむ

月出崎明月夜釣客歌徳

はるくくとくもりなきよをうたふなり
月てかさきのあまのつりふね

戊帖 九十月

大嘗會屏風について

庭妖郷人家移栽菊花

しらくくのはなをにはせにうつしうへて
ちとせのあきをまちわたるかな

秋坂山有見紅葉之人

あさひさす秋さかやまのもみちはの
むかしにてれるみよとこそみれ

河相千鳥群遊

かはあひのいはせにあそむむら千鳥
こゑくちよのきこゆなるかな

己帖 十一月

笠原有臂鷹之輩

かさはらやかりはのをのはしたかの
いくかへりともみえぬちよかな

吉野村民戸雪深朝炊煙立

ゆきのうちにあさけのけふりたちのほる
よしの、むらもにきはひにけり

龜鳴池氷結人臨見之

かめしまのいけのこほりはよろつよの
ちきりをむすふこゝろあるへし

仁安三年八月十一日

本云以作者自筆本書寫了

これによつてみると、六帖の屏風を、一年十二箇月にあてて、一帖に二箇月づゝを配し、その一帖に三首づつの歌が詠まれてゐる。そしてその歌には、悠紀主基それくゝの國內の名所をとり入れ、それに關聯させ

て、季節の人事や自然を歌つてゐるのである。

即ち、子の日の遊び、若菜摘み、種蒔き、早苗採り、田植ゑ、養蠶、六月祓、調物を運ぶ、明月の夜釣、稻刈り、鷹狩り等の行事、さては梅花、青柳、櫻花、款冬、藤花、瞿麥、薄、秋草、菊、紅葉或ひは春の野の放馬、萩原に遊ぶ鹿、初冬の河千鳥、雪中に舞ふ鶴などの自然の景趣が、若松杜、勢多橋、河邊川、高機山等の地名と組み合はされてゐる。

これらの歌は、十二箇月の人事自然を順次に歌つてゆく形においては平安時代の歌集に數多く收められた四季繪屏風或ひは月次繪屏風と稱されるもの、歌に類似し、名所を詠みこむ事においては名所繪屏風の形と相似て居り、いはゞその兩者を一つに合はせた形をとつてゐる譯である。

更にこの大嘗會屏風和歌の一首々の詞と歌とをよみ味つてみれば、そこに、さまざまの情緒豊かな畫趣が想像されるのである。もし現存の遺品として鳳凰堂壁屏畫や東寺山水屏風の中に描かれた諸種の點景を思ひ浮べれば、そこにある程度の具象性を與へることもできようか。

青柳杜楊柳垂絲（悠紀甲帖）といふ詞などは或ひは單なる地名からの聯想かとも思はれるが、「はるくるごとに色まさる」枝垂れ柳の姿は東寺山水屏風の近景水邊に枝さし交す二株の柳を、或ひは、鳳凰堂上品中生の屏繪中の谷川のほとりに生ひたつ柳を思はせる。藤燈を懸くと形容された龜岡の藤の花（悠紀乙帖）は「いはね」ならぬ隱者の草庵に咲きかゝる東寺山水屏風中の藤花の雅びた紫をなつかしませる。瀧川の水に紅葉のちり交り錦を織るといふ大瀧山（悠紀戊帖）の景色を偲ばせるのは、鳳凰堂上品下生の屏繪中、幾重にも瀧の落ち重なる深い溪谷のやはり紅葉に

彩られてゐる畫面であらう。花見の人々のむれ集ふ櫻井渡の櫻花（主基甲帖）の華やかさは、鳳凰堂北側中品上生圖の向つて右、木深い山にわけ入る一筋道のほとりに胡粉の點描によつてつ、ましい花をつけた訪ふ人としてない山櫻の清楚な美しさに求める他はない。綠草茂る初夏の御牧原に遊ぶ放ち馬ども（主基乙帖）は同じ中品上生圖の向つて左、若松の生えた岡のかけ、野水のほとりに群れる野馬と相通ふ趣であつたらうか。高機の山の裾野の秋萩をしたふ鹿の姿は、先の野馬圖に相對して同じ堂の南側、下品上生圖の秋草亂れる岡の邊に、墨一色でたくみに描き出された三頭の麋鹿に求めたい。その他、「ゆきのうちにあさけのけふりたちのほる」吉野村の冬籠りのさまなど、今は圖様を求むべくもないながら、靜謐な畫趣がなつかしまれる。

高倉天皇の御時の大嘗會屏風和歌は、上述の如きものであつたが、これ以前のものを見てもその形式はほぼ同様である。その全部を舉げてゆくことは非常な分量になるので、悠紀主基それ／＼六帖といふ形をとるものとしては本書中で最初の例である後一條天皇大嘗會の御屏風歌を以て次にかゝげることにする。

後一條院 長和五年十一月二日

悠紀 近江國 輔親

御屏風歌六帖

甲帖

打出濱を旅人行

氷とけ打出の濱を今日みれば霞こそたて浪はのとけし

こゝろみのさと人の家に人來て柳をみる

色により柳の糸を尋ねくるひとにしらす心みのさと

仲春 さくら山に松櫻花みにあつまれり

松の色の常葉にみゆる櫻山花の匂そ久しかるへき

乙帖

とみつの社の鳥居の前に馬より人下ておかむ所

祈請手向のしるしたかふなと富津の神をねぎそふる哉

うきはしのやとに人とあつまりて花見田などつくる所

春ことに勢多の沼田をつくるゆへ人わたりける浮橋のやと

つく万江にあみひけり

つくま江のあみはしるけく見ゆる哉久しきためし引はなるへし

丙帖

早夏

たかみのむまきにこまおほかり又のりならず

去年までは岡見乃野邊に荒し駒此度草になつきぬる哉

蒔河の岸のほとりにむまにのれる人かけにやすらふ

影滋支所尋天蒔河乃岸之邊尔夏者遊幸

晩夏

松の崎の松原に人とあつまりてすむ

水の色も深緑なる松の崎のとけき陰に千世は經ぬへし

丁帖

初秋

玉つくりの家あり人來て見るとこ路 山河に月やとれり

山水に色を登ける玉造月の光の澄るやとかな

ゑのはらのつゝみに旅人ゆく池に水鳥おほくあそぶ

水鳥のあをばに見ゆるゑの原の池の堤はゆけとはるけし

いなむらの山のほとりに田かる所

いなむらの山田のかり穂年つみていくその秋にあはんとすらむ

大嘗會屏風について

戊帖

仲秋

おほたき山のなかより瀧おつる見る

大瀧の水の白絲打はへて紅葉の錦織そはしむる

暮秋

ゆるきの森のなかに社あり旅人紅葉を見やれり

紅葉せるゆるきの社にます神は手向のにしきちらさゝら南

三尾かさきに岸に波たつ旅人これをみる

高嶋の三尾かさきなる浪の花をれはそいとゝかす増りける

己帖

初冬

千松乃原に人ゆく

いひやらむ方もしられす君かため千松の原のゆつるよはひは

仲冬

守山の邊に人とおほかり

皇の萬代ふへき聲すとてあまたの人の行てもるやま

以上一首不見可尋

後一條院 長和五年十一月二日

主基 備中國 内藏權頭善滋朝臣爲政

甲帖 正月

松原

松原にむれ居る鶴の千世をなみ如本と落敷あらひかねて君に讓つ

龜樹井

萬代をありへむ君のかねてよりかめ木の井にそ影は見えける

櫻井渡

櫻井の花の盛を我まゝに千とせの春は君を見るへき

一一

乙帖 三四月

吉備中山

動なき君か御代かなまかねふく吉備の中山常磐堅磐に

藤戸嶋

波津海ものどけかりける君か代は藤との嶋に浪のおらねは

石手

おもはせて石手のもりに住人はいはてかあらしおさまれる世を

丙帖 五六月

石屋山

すきにけむ程をは知す行末も久しかるへきいはや山かな

河邊川

千年へて一たひすめる河へ川君か出ますしるしなりけり

板倉橋

君か御代板くらのはしをとにのみきみこそ渡れ年をつみつゝ

丁帖 七八月

長田山

千代とのみおなし事をそしらふなる長田の山のみねの松かせ

千屋野

秋風に靡ちやのゝ花すゝきほにいてゝみゆる君か萬代

玉村

陰なき月日に添ていとゝしく光まされる玉の村かな

戊帖 九十月

新田地

底きよきにる田の池の水の面は陰なき世の鏡なりなり

秋坂山

紅葉する秋坂山は千世をわか松にならひてときはならなむ

河相

御やしろのかはひの水の流れにはにこりなき世にあふせなりけり

己帖 十一月十二月

富乃山

富の山かす殿風まさりけり君か代は嶺に白雲たゆたふまてに

高岡

はふりこか祈るもしるし高岡の社の神も君を守れば

萬歳泉

よろつ世の泉の水にくらふればたひらけき世はすみ増けり

これらの歌の形式や内容も、高倉天皇の御時の歌と、ほぼ同じであることは明らかであらう。

さて、此の圖書寮藏の兩書の中、屏風歌としてかかげられた最初のものは、三條天皇の長和元年大嘗會の悠紀方の屏風歌である。これは前述の如く四帖十二首の形をとつて居り、現在纏つた形で知られる大嘗會屏風歌としては最古のものであるから、第三の例として、全文をかゝげておく事にした。

三條院 長和元年

甲帖三首

初春

朝日さとに家居ある所

茜差朝日能里尔家居志天春乃光乎能登計久所見留

仲春

つくま江に網引舟にのれる人々みる

筑間江尔春能布網引今日者去年之魚古所中尔志留計禮

島のほとりに藤の花多さける所に舟にのれる人々きてもてあそぶ

奥津島岸乃藤波折懸天紫深幾水乃色賀名

乙帖

初夏

をとたの山に馬にのれる人々山の聲をきくに似たる所
をと高きをとたの山の山彦は萬代とのみ聲そきこゆる

仲夏

ますたのさとに家居あり田つくる所

昔より作益田のさとすみは外よりことにいとなかりけり

晩夏

鏡山のほとりを行旅人山をみる所

鏡山のどけき影はみえわたる人の心のくもりなき世は

丙帖

初秋

打出濱にこわらへの碁石すなこをもちてあそぶ所

君か世の久かるへきかすにこそ打出濱の砂をはとれ

仲秋

勢多橋に御つき物はこふこともあり

打はへて勢多の長橋踏鳴し運御貢の絶間なき哉

暮秋

蒲生野の草木なびきたる所に旅をゆく

風のおとは枝もならさぬ物ながら草木なひけるかまふの、秋

丁帖

早冬

みつの濱につるむれ渡る舟にのりたる人々ゆきかふ

まな鶴のむれ居るみつの濱邊には千世重れる程そみえける

仲冬

大嘗會屏風について

くにみのをかのうへにひとのほりたちて四方を遠くみる所

おさまれる國見の岡の高ければ四方の山へは隔なくして

晩冬

平のやまの頂に雪多くふりつめるを行旅人見やりたる

比良の嶽いとと高くそ成まさむ年ふる雪の積るへければ

四

以上に於て、大嘗會屏風が如何なるものであるかを考察したが、これは主として平安時代末期の材料によつてであつた。次に知りたく思はれるのは、斯うした大嘗會屏風、中でも和繪屏風が何時頃から用ひられ始めたかといふ、時代の上限に就ての問題である。

圖書寮本の二種の大嘗會和歌集の中に屏風歌があらはれてくるのは前に引いた三條天皇の長和元年大嘗會の悠紀方のものからである。「榮華物語日蔭のかつら」にも、此の折の大嘗會の御有様をのべて、悠紀主基の風俗歌を全部かゝげた末に「この同じ折の御屏風の歌などあれど、同じすちの事なれば書かず」と記してゐる。又、此の頃に書かれたと考へられる「北山抄」にも前述の如く、豊樂殿内に四尺屏風と五尺屏風とを飾る事を述べてゐる。従つて、三條天皇頃には和繪屏風、本文屏風共に具はつてゐた事が窺はれるのであるが、更にそれ以前には如何であらうか。第一に、二種の大嘗會和歌集がこれより前の部分では風俗歌しか載せてゐない事が問題になる。しかし後章に述べる様に、これはむしろ此の本の構成の事情によるのであつて、三條天皇以前は風俗歌と雖も記載方法が不完全であり、屏風歌が作られなかつたと言ふよりは寧ろそれが傳はらなかつたのだと考へられる。従つて大嘗會屏風の存在は更に遡つて考へ

られねばならない。此の問題について今知り得る材料を先づかゝげ、之に基く推測を進めてみたい。なほ、之等の文献の年代關係を明らかにするため、附表の備考欄に之を配置した。

(1) 「續日本後紀」天長十年十一月に行はせ給ふた仁明天皇の大嘗會の記事の中に、巳の日に悠紀主基から屏風が献せられた事が述べられてゐる。

(十七日) 悠紀献_二屏風四十帖、主基献_二御挿頭華二机、和琴二机、厨子十基、屏風廿帖。

(2) 「夜鶴庭訓抄」に、大嘗會御屏風の色紙形に書いた人の名を列記して

悠紀主基御屏風書人々

醍醐 野美材 朱雀 村上道風 冷泉 時文 圓融 花山 一條 佐理 三條 後一條 行成 (下略)

とある。之によれば、少くとも醍醐天皇の寛平九年大嘗會からは悠紀主基屏風が作られたことになる。

(3) 「本朝文粹 第六奏狀」所收の「請殊蒙_二天恩被_二遷_二山城守_二兼任近江權介_二狀」と題する小野道風の奏狀(菅原文時代作)の末段に、道風の閉歴を述べて次の様に記してゐる。

右道風……少_レ藝_レ能_レ、非_レ神_レ非_レ妙、然而紫宸殿之皇居七廻書賢聖之障子、大嘗會之寶祚_二兩度_二畫圖之屏風_二 (後略)

天德二年正月十一日木工頭正五位下

小野朝臣道風

天德二年に先立つ二度の大嘗會とは、朱雀天皇の承平二年と村上天皇

の天慶九年の兩度にあたり、前の「夜鶴庭訓抄」の記事にも合致する。そして、これが畫圖の屏風であつた事も確認される。

(4) 「北山抄」の辰日節會の記事(註二〇)の中に割註として

天慶記云 御帳長角立五尺屏風一帖 乾角立同屏風二帖 其一帖立廻爲隱所とある。これにより天慶九年の村上天皇大嘗會の際に五尺屏風が用ひられた事を知る。

(5) 「西宮記」(註二〇)は大嘗會の準備を述べた中に

點齋場所造標_{倭本} 小忌所諸司 卜井山野木萱行事所諸司 細工所_{造御調度} 繪所_{本文}。

と言つてゐるが、之は主として屏風の製作に關するものと思はれる。また前引の如く、辰日節會の際、御帳の傍に御屏風を立てる旨をも記してゐる。これらの資料から大嘗會屏風を索めるとどうであらうか。

先づ仁明天皇の御時に悠紀方主基方が屏風を献じたといふ事が注目される。これはそれ〴〵四十帖、廿帖といふ數多いものであり、又節會の調度として用ひられたのではなく、挿頭などと同様に献上されてゐる點など、先にのべた大嘗會屏風とは異つてゐる。しかし、大嘗會屏風の起原を考へる上には重要であると思ふ。一體、仁明天皇の御時の大嘗會は嵯峨天皇の御時に撰ばれた弘仁式の規定によつて執行せられた最初の(註二一)大嘗會であり大嘗會沿革史上特別の意義をもつのである。従つてこの御時に至つて大嘗會の制は大いに具つたと考へられる。而して風俗歌がこの御時にはじめてあらはれた事もあながち偶然ではない。してみると大嘗會に御屏風が用ひられることも此の頃からと考へてもよいであらう。

これから七十餘年を経て、醍醐天皇の大嘗會には確かに御屏風が作ら

れたらしい事が窺はれ、次いで朱雀、村上兩朝になると大嘗會屏風が圖

繪されたことが更に明瞭になる。所で屏風の存在は以上の様であるとしてそれが和繪であつたか否かの問題になると、直接之を證すべき史料は殆んどなく、繪畫一般の傾向から判斷する他ないのは遺憾である。第一の仁和天皇の天長十年と申せば、平安京遷都後僅か四十年であり、唐朝文化の影響は未だ濃かつたと思はれる。従つて此の時の御屏風が和歌に寄せてつくられた和繪屏風であるとは考へ難い。やはり唐繪であつたと思はれる。それが、一方では、風俗歌の詠進、歌舞といふ事に影響され、また一方では一般に屏風繪が主題的に日本化してゆく傾向と相俟つて、先述の様な和繪屏風があらはれてきたのであらう。

一體、屏風繪の中に日本の主題のあらはれる経過を歌集中に求めてゆくと、貞觀から仁和あたりはその極く早い數例が見出され、それが寛平から延喜に入ると急激に増加し、天曆頃には更におびたゞしい數となり、時代と共にますます増えてゆくのである。月次繪はかゝる障屏畫の主要なる形式であり、又、名所繪も延喜頃から非常に多くつくられた。此の趨勢に合して考へれば、大嘗會屏風が前述のやうな形式の和繪になつたのは直接の史料に依つてではないが醍醐天皇の御代から村上天皇の御代へかけてのことであると考へたい。(註二二)

(註二〇) 「西宮記」の著作年代は不明であるが、著者源高明(永觀元年)の世代から考へて村上天皇の御代頃の有様を知り得るものである。

(註二二) 「弘仁式」は今傳はらないが、「本朝法家文書目録」によるとその第一―第三卷は大嘗會の事に宛てられてゐた。而して、嵯峨天皇の御代は淳和天皇であらせられるが天皇は民草の疲弊を憂ひ給ひ極めて簡素な大嘗會をあげさせ給ふた。従つて、弘仁式に準據して行はせられたのは仁明天皇の御代にはじまると申すべきである。(和田

大嘗會屏風について

英松博士による)

(註二二) 天慶記が五尺屏風のこのみを載せ、西宮記に「繪所本文」とあつたりして、本文屏風に關した記事ばかりの様であるが、明らかに和繪屏風がつくられてゐる時期に記された北山抄に於てさへ「御屏風等本文事」とのみあつて和繪の事は見えない位であるから、以上の文獻も和繪の存在を否定する事にはならない。長利度以前の嘗會屏風和歌は未だよく存在を知り得ない。但し、「新勅撰集卷十九」に次の一首がある。

天祿元年大嘗會悠紀方の御屏風の歌

藤原元輔

唐崎の濱のまさごの盡くるまで春の名残は久しかるらむ
この詞書をそのまゝに信ずれば、遅くも圓融天皇の大嘗會には屏風和歌が詠まれたこと即ち和繪屏風の作られたことが確證されう。しかし何分にも勅撰集として時代の下つたものである上、「大嘗會悠紀主基詠歌」や「大嘗會和歌部類」によると天祿元年の大嘗會の和歌作者は能宣と兼盛であつて、元輔は入つてゐない所に未だや、疑問が存する。

五

以上四章に於て私は大嘗會屏風に關し、現在迄に索め得た史料を擧げて、起源、用途、構成内容等に就て叙説した。されば本章に於ては、その結果を綜合して大嘗會屏風が美術史上に有する意義を考察したい。

平安時代の歌集をひもといて、そこに收められた夥しい數の屏風歌に注意をむける者は、屏風が、當時の貴族生活にとつて缺くべからざる調度品であり、いかに數多くの、また様々な種類の屏風繪が製作せられたかを理解するに違ひない。しかるにこの大嘗會屏風はそれらの屏風繪の中に於ても特別な意義を持つものと思はれる。

即ち、御一代一度の盛儀を飾るべきものとして、其の時代を代表する儒家、歌人、書家、畫家が力を協せて、數ヶ月前から、慎重に製作に従

一五

事するので、屏風繪としては非常に大がかりな、入念な製作過程をもつものである。そして、和繪屏風は、屏風和歌に基いて、悠紀主基の名所を四季十二箇月の景趣に結びつけて描いたものであり、本文屏風は、漢籍中から撰ばれた本文に基いて、唐土の瑞祥を描いたものであつて、此の様な主題の擇び方は一定の方式として毎回守られてゐた。また屏風の高さや帖數も定つて居り、屏風一帖に色紙形三箇づつを置いて和歌及び本文を書かしめることになつてゐた。更に年代的に考察すれば、畫題の明瞭なものだけでも三條天皇まで遡り得ることが出来るのみならず、大嘗會屏風そのもの、存在は平安時代初期たる仁明天皇の御代から遅くも醍醐天皇頃までに上限を置きうるのである。

斯く考へる時、美術史上において此の屏風の有する独自の價値が漸次明らかになつてくる。

第一に、平安時代の初期から、代々の御代始めの度毎に、當時の一流の歌人や畫家によつて新たに製作されたといふ事を考へると、此の大嘗會屏風は、その時々々の繪畫界を代表すべき記念碑的意義があつた様に見える。しかも屏風の形式や畫題の範圍が一定してゐただけに、平安時代を通じての風景畫風俗畫における畫風の變遷が、端的にあらはれてゐたに違ひない。勿論此の時代の大嘗會屏風は一つとして遺存しないのであるからその變遷の經過を具體的に知る事は出来ないが、とも角當時の繪畫作品としての特殊の役割りを認めねばならぬ。また斯様に、その製作の意義から言つて特殊な重要さをもつものであつたから、これに關して比較的多くの記述がなされてゐる。元來平安時代における個々の繪畫作品については、直接的記述が殆んど傳つてゐない。従つて、幾つかの佛

畫を別としては、特定の作品についての文献的知識は非常に限られてゐた。しかるに先づ仁安三年の大嘗會屏風といふ特定の作品について、相當な點までが明らかにせられ、更に、同様な屏風が御代毎に製作されてゐるから、この知識は、更に古い時代の繪畫作品にまで及ぼす事が出来るのである。

第二に、大嘗會屏風は、平安時代における「やまと繪」といふもの、考察に重要な寄與をなすものと考へられる。先づ、仁安三年の兵範記の記事によつて、大嘗會の屏風には和繪と本文との二種がある事が分るが、その中「和繪」と呼ばれるものは大嘗會屏風和歌によつて描かれるものである事や、その歌が畫面中の色紙形に書き込まれる事がついで明らかになつた。更に屏風和歌そのものを知り得て、この屏風繪の畫題やその配置が分り更には圖樣などをもある程度まで想像し得たのであつた。これによつて、當時「やまと繪（和繪）」と呼ばれてゐた作品の一つについて、かなり具体的に知識をもちうるに至つたのである。次に注目すべきは仁安三年の大嘗會屏風製作にあつて本文屏風を描いた宗茂がやはり同じく和繪屏風の製作にも與つてゐる事である。(註二二)平安時代において、少くともその中期以後には、和繪も唐繪も表現様式や技法の上では殆んど變りなく、従つて同一畫人が和繪も唐繪をも描き得たことは今迄も考へられてはゐた。しかし、この宗茂の場合によつて、此の事が具體的な例によつて證明されることになつたのは喜ばしい。(註二四)

最後に美術史的に興味深いと思はれるのは、大嘗會の際の和繪屏風が唐繪である本文屏風と並べ用ひられたことである。此の様に、特定の儀式の調度として、和繪屏風と唐繪屏風とが、慣例によつてそれ／＼定つ

「た位置を與へられ同時に並べ用ひられることは、平安時代の繪畫史上、注意すべき現象だと思はれる。即ち、「から繪」は斯様に屏風障子繪として儀式典禮の中に組み込まれることによつて、平安朝文化一般の所謂日本化の通則に反し、平安時代を通じてさしたる減少なしに製作使用されてゐるのである。そして一方、日本の主題によつて描かれた繪畫が、特に「やまと繪」即ち「日本の繪」として意識されるためには、「日本でない繪」即ち「から繪」の存在を豫想してこそはじめて可能な筈である。そしてその「から繪」は特に障屏畫といふ形式において存続するものとするれば、「やまと繪」といふ概念が明瞭に要求せられるのは、日本の主題の繪畫が「から繪」と並存し、それから自己を區別する必要のある世界、即ち、障屏畫といふ形式に於てあると考へられる。この點に關しては別に論ずる積りであるが、ともあれ、斯様な現象を具體的に示してゐる著しい實例として、大嘗會屏風は美術史上特別の意義をもつと言ふべきである。

(註二三) 前引した「兵範記」仁安三年九月一日及び二十九日の條參照。

(註二四) こゝで多少技法のことに觸れることになつたので、大嘗會屏風の技法についての問題を含む記録として「山槐記」元暦元年八月廿二日の條を引いて置くことにする。(史料大成本による。なほ「山槐記」の筆者中山忠親は此の時の後鳥羽天皇大嘗會の行事所檢校をつとめて居り、大嘗會について詳細の記事をなした筈であるが、現在では七、八兩月の分しか傳つて居らぬため、大嘗會屏風に關しては、これ以外の記載を見出し得ないのは甚だ残念である。)

〔八月廿二日〕

於行事所勘日時等、定所々預竝繪師雜工、今日不覽之

悠紀方文書(中略)

大嘗會悠紀所

定繪師並雜工事

繪所

大嘗會屏風について

墨畫

修理進藤原有宗

淡

内匠少允中原光永

作繪

中原吉久

張手

豊原永久(中略)

主基方文書(中略)

定繪師並雜工事

繪所

墨畫

修理少進藤原有宗

淡

藤原行安

作繪

藤原宗弘(下略)

これは後鳥羽天皇の大嘗會に奉仕するための所々の預や繪師、雜工の名を勘申した文書で、その中に繪所の繪師として、六名(一名重出)の名が記録されてゐる。所がこゝで問題となるのは、悠紀主基それ、三人の繪師が墨畫、淡、作繪といふ役割を附されてゐることである。しからばこの三つの異つた繪畫技法は同一作品の製作過程に協同的に用ひられたのであらうか、或ひは三種類の別々の作品の製作にあてられたのであらうか。未だ充分な考へではないが、現在自分が解釋してゐるまゝをのべたいと思ふ。

墨畫といふのは此の場合には下圖をなすのであり、有宗が悠紀主基兩方の墨畫を兼ねてゐるのは、彼が、此の際の大嘗會屏風の製作全體に關する主任繪師の立場にあつて全部の屏風に圖取りをしたのだと考へられる。(共同製作の場合、全體の下圖は主要作家によつてなされるのが通例である。)
民部大夫 長者
後白河院上北面
 「巨勢系圖」に有宗とあるのは恐らく彼であり、繪所の中心的作家であつたと思はれる。なほこゝで考へ合すべきは「兵範記」仁安三年九月廿九日の條に大嘗會屏風の製作に關して記された「四尺御屏風同墨畫」といふ記

事(四頁に既引)である。これは製作の中途の状況であり、また蒔繪繪様について記されてゐるからやはり四尺屏風(和繪)の下圖を描いたのだと解せられる。

次に、淡と作繪とは製作過程の前後ではなく、二種類の相異つた彩色法乃至仕上げ法であり、従つて、淡繪の屏風と作繪の屏風と二種類のものがつくられたと考へられる。しかし、此の二種の技法は、別段、本文屏風及び和繪屏風の區別に對應するものではなく、本文屏風及び和繪屏風の兩方に、技法としては淡繪のものと作繪のものがあつたと思はれる。而して、「兵範記」久壽二年十二月二日の條にのせられた大嘗會の副調度の中に「四尺五寸泥淡利繪屏風四帖」とあるのは和繪屏風四帖の中に泥繪と淡繪の兩種類が存したことを示すと解せられ「山槐記」の場合を考へるに當つて、一つの據り所を與へてくれると思はれるのである。

斯うした技法のことは、平安時代の繪畫全般の問題であり、未だ不明なことが多い。こゝではたゞ直接に大嘗會屏風に關係ある點のみについて、考へるまゝを述べて御示教を俟ちたいと考へる。

六

宮内省圖書寮本「大嘗會悠紀主基詠歌」及び「大嘗會和歌部類」は、その夥しい和歌と詞書の集載によつて大嘗會和繪屏風について多くのことを傳へてくれる貴重な文献である事は既に述べた如くである。されば茲に兩書の内容を検討して、研究資料としての價値を明らかにして置きたいと思ふ。

「大嘗會悠紀主基詠歌」(以下には「詠歌」と略稱する)は縦二七・五c.m 横二〇・六c.m、墨付百六十枚の寫本であつて、鳥の子紙に獨草體の草假名に漢字を交へて寫されてゐる。表紙には「大嘗會悠紀主基詠歌自承利至寬延」とあり、桃園天皇の寬延元年の大嘗會歌までを記載してゐる點から見て江戸中期頃の書寫本と考へられる。

内容は三部に分れてゐる。すなはち第一部は「撰集書拔」と題され、古今集から新後拾遺集までの勅撰集に收められた大嘗會の歌を抜き書きしであり、第二部は「大嘗會和歌作者例」として、寬平九年から寬延元年まで毎回の大嘗會の和歌作者の名を列記してゐる。かくて第三部には大嘗會和歌が集成されて居り、これが本書の主要部分をなしてゐる。表題には「自承利至寬延」とあるが、この間の大嘗會和歌がすべて收載されてゐる譯ではなく、その構成はかなり複雑である。詳細は二十二頁の附表を参照されたい。

本書は仁明天皇の御時の大嘗會歌から始つてゐるが、一條天皇までの十三代については風俗歌のみで屏風歌はなく、その風俗歌の數も極めて不揃ひである。三條天皇の長和元年大嘗會の御歌に至つてはじめて風俗歌は悠紀主基それ〴〵十首の整つた形式をとり、(註二六)また悠紀方のみではあるが屏風歌四帖十二首が載せられてゐる。次の後一條天皇の大嘗會和歌では屏風歌は悠紀主基共に六帖十八首となり、以後、堀河天皇の寬治元年度まで代々その形式が踏襲されてゐる。但しその中で後朱雀天皇の御時だけは例外で悠紀の風俗歌十一首、主基の屏風歌四帖十二首となつてゐる。次いで鳥羽天皇、崇徳天皇、近衛天皇の三代の御歌は全く缺け、後白河天皇の御歌から再び前と同様の形で續いて採録せられ、鎌倉時代のはじめ後嵯峨天皇の御時の歌に至るのである。これ以後は永く缺けて、後花園天皇の永享二年の風俗歌屏風歌が收められてゐるのみである。次の後土御門天皇の御時を最後として大嘗會は中絶し、江戸時代に入つて東山天皇の御即位に際して復興せられたのであるが、この兩度のもは載せられてゐない。再興第二回目の櫻町天皇の御時以後の和歌がまた收

録せられ、桃園天皇寛延元年度の御歌に至つて終つてゐる。

「大嘗會和歌部類」(以下には「部類」と略稱する)は、縦二九・五c.m. 横二〇・七c.m.、墨付八十四枚。書寫年代はやはり江戸時代中期であらう。全卷三部に分れてゐる。第一の部分は、大嘗會の行はれた始めと考へられてゐる天武天皇の白鳳二年からはじめて大嘗會の年月と、悠紀主基の國名とを列記し、後には之に和歌作者の名をも加へ、後土御門天皇に至つて中絶する迄を載せてゐる。つゞく第二の部分が歴代の大嘗會和歌の集成である。これは「詠歌」と同じく仁明天皇の大嘗會風俗歌からはじまり、白河天皇までは「詠歌」と同一の内容をもつてゐる。ところがそれ以後は極めて不規則であつて、平安時代のものとしては僅かに堀河天皇、鳥羽天皇、近衛天皇、六條天皇の四度の大嘗會和歌の悠紀方のみが、それ／＼の和歌作者の家集たる「江帥集(大江匡房)」「顯輔集(藤原顯輔)」「長秋詠藻(藤原俊成)」から引かれてゐるにすぎない。しかし「詠歌」の方にかけてゐた鳥羽天皇、近衛天皇二朝の御歌を之によつて補ひ知ることが出来るのは幸ひである。鎌倉時代に入つても後嵯峨天皇の御時の御歌のみを悠紀主基ともに載せ、その後は「詠歌」と同様非常に大きく缺けて、最後に後花園天皇の御時の御歌が載つて終つてゐる。この主要部の後にはなほ附録的に「大嘗會和歌勘書之分」として諸歌集からの大嘗會和歌の書き抜きがあり、また、八雲御抄袋草紙等の大嘗會關係記事の抜萃、宣下狀の書式、地名勘申の例など、大嘗會に關する文書を収録してゐる。(註二七)

以上に、兩本の内容を極く簡単に記述したが、その中の主要部分であり、また我々の直接の研究對象である大嘗會和歌集の部分を更に細かく

觀察し、その構成の分析を試みる事によつて、此の兩書の性質を考察することにする。

先づ、仁明天皇から一條天皇に至る部分をみると、この間は、風俗歌のみで屏風歌は無く、また風俗歌の方も極めて不揃ひである事は前に述べた通りである。(註二八)

この部分は最初から大嘗會歌としてまとめて傳へられたものではなくて、恐らく後人が、勅撰集をはじめ種々の家集からぬいて組み立てたものと思はれる。即ち一々の歌を検討してゆくといろ／＼な疑問に逢着する。一二の例を挙げると、本書は註二八にのせた如く劈頭の仁明天皇悠紀風俗を美濃國としてゐるが續日本後紀によればこの時の悠紀方は近江であり、この歌は衍文かと思はれる。また主基風俗として挙げられてゐる三首は、古今集卷廿、大歌所御歌の中につゞいて出てゐるが、「さゝの隈ひのくま川に……」「青柳をかた糸によりて……」の二首にはそれ／＼ひるめの歌、かつしもの歌と題がつけてあり、第三の「まがねふく」の歌のみ「此歌は承和のおほむべのきびの國の歌」と註されてゐるから、結局この折の大嘗會歌として確かなのは最後の一首だけで前の二首は別の歌が大嘗會歌として誤つて採録されたと考へられる。また圓融天皇の天祿元年の御歌中には、前回の安和元年冷泉天皇大嘗會の御歌として拾遺集中に收められてゐるものが認められる。作者の名前も殆んど不明のままにして居り、たゞ、光孝天皇の御時に大伴黒主、冷泉天皇の御時に平兼盛、清原元輔、大中臣能宣の三人の名があげられてゐるのみである。従つて、これまでの部分は後人によつて編纂されたもので、これ以後の部分とは自から性質を異にすると言はねばなるまい。然らばこゝに屏風歌が入つてゐない事から、この間には大嘗會屏風が作

られなかつたと斷ずるのは早計であると思はれる。

三條天皇以後は風俗歌屏風歌共に整つた形をとり、作者の名が詳細な官名をもつて附記され、詠進の年月日も入つてゐるから、恐らく代々の詠進の草案が寫し傳へられたものと解せられる。そして此の部分は前述の如く「詠歌」では堀河天皇をもつて一旦終り、「部類」の方では更に一代前の白河天皇をもつて中絶してゐるのである。そこで注意すべきは「部類」の白河天皇の御時の和歌の終りに

爲相卿筆之寫也不審之所如寫本

以上以古本部類書寫之

といふ註記のあることである。即ち、この「部類」の編纂者はこれ迄の部分で當時傳つてゐた古本部類なるものによつて居り、然もその書は爲相卿筆の寫しだと言ふのである。爲相卿とは、かの爲家と阿佛尼との間に生れて鎌倉時代に歌人として名高い冷泉爲相を指すらしいが、いづれにせよ、鎌倉時代頃には白河天皇、堀河天皇頃迄を一纏めにした大嘗會和歌集が存在してゐたと考へる事が出来る。「部類」の方はこれ以後は纏つた材料がなく、上述の様に作者の家集から四ヶ度のものを書き抜いてゐるのだと思はれる。六條天皇の條の末段に

以上四ヶ度悠紀方歌以本集書之

とあるのもこの意味であらう。そしてその後、單獨に傳へられた後嵯峨天皇と後花園天皇の兩度の御歌を加へて全部が成立したと考へられる。

「詠歌」の方も、堀河天皇までは、「部類」の用ひた古本部類と同性質の古寫本によつて一纏めに與へられたものと思はれる。つゞく三代に關

しては全く缺け、後白河天皇の御時の歌から再び収録されてゐるが、この部分は如何にして成立したものであらうか。この間の事情を多少なりと教へてくれるのは、次の書入れである。

後白河天皇の御時の歌の末尾には

以彼人草案書寫之一字不違云々

とあり、六條天皇の條には

本云宮内少輔本書寫之

と書き加へられ、高倉天皇の和歌の末段には

本云作者自筆本書寫了

と記されてゐる。

これらを考へるに、彼人草案とか作者自筆本といふ以上、毎回の和歌作者の自筆草案が轉寫されるに至つたとも思はれる。また六條天皇の條にある宮内少輔とはこの時の大嘗會屏風の色紙形に書した藤原伊行であると推考され、恐らく伊行の清書したものが基礎となつて轉寫されたのだと推定せられる。(註一九)

また、後白河天皇以後は、天皇の御名を記さず略された形であらはし奉つてゐることも、この書の成り立ちを知る一つの手掛りになり得るであらう。即ち、本書には後白河天皇を一院、六條天皇を新院、高倉天皇を當今と呼び奉つてあるが、之は後白河天皇以後の分は高倉天皇の御代の頃に一度集められた事を語つてゐると思はれる。更に下つて安德天皇をへて後鳥羽天皇に至ると再び、一院と申し、土御門天皇を阿波院、順德天皇を佐渡院、後堀河天皇を當今と呼び奉つてゐるから、後堀河天皇頃にもう一度大嘗會和歌の整理が行はれた事も推考されよう。

かくして、一見雑然たる構成をもつかとみえるこの兩書の内容もや、整理しうるのではあるまいか。即ち、三條天皇から以後の大嘗會和歌は代々寫し傳へられて、堀河天皇頃までが一つに纏り、また、平安時代末期にそれ以後のものが一つにせられ兩者はその後轉寫集積せられたのだと考へ度い。(註三〇)

従つて、此の圖書寮本自身の書寫年代は新しくとも、その内容即ち三條天皇の御時から平安時代末までの大嘗會歌の集成は古く成立したのであつて、藤原時代の美術史の根本資料として充分役立つものと云へよう。但し、三條天皇以前の部分は、成立を異にしてゐるから、これによつて屏風歌の存否を判断する事は危険である。

以上の如く、「大嘗會悠紀主基詠歌」及び「大嘗會和歌部類」の内容構成を考察した結果として我々は少くともこの二點を確認し得たと言ふべきである。終りに、貴重な圖書の閲覽を許可された宮内省圖書寮の御厚意に深く感謝する。

(註二五) 大嘗會和歌作者例

- 寛平九年 大内記 小野美材
 - 承平二年 刑部少輔 小野道風
 - 天慶九年 木工頭 小野道風
 - 安和元年悠紀 大監物平兼盛七首
 - 民部大丞清原元輔二首
 - 神祇少副大中臣能宣二首
 - 天祿元年悠紀 神祇少副大中臣能宣一首
 - 主基 兼盛能宣代内々相語云々
 - 寛和元年悠紀 大中臣能宣 清原元輔
 - 主基 平兼盛 紀時文
- 大嘗會屏風について

同 二年悠紀 平兼盛(下略)

此の最初の部分は後人が種々な材料からこしらへ上げたものらしく「詠歌」の本文とも一致せず、殊に最初の美材や道風は、「夜鶴庭調抄」等に擧げられた屏風色紙形筆者の名を誤つてそのまゝ、和歌作者としてしまつたと考へられる。

(註二六) 風俗歌は次の様な十首から成立つて居り、原則としては代々この形が守られてゐる。

- 稻舂歌
- 神歌
- 辰日參入音聲
- 同日 樂破
- 同日 樂急
- 同日 退出音聲
- (己日) 次夜參入音聲
- 樂破
- 樂急
- 退出音聲

(註二七) 此の最後の部分とは、同じ内容をもつ「大嘗會和歌之事」と題した獨立の寫本がやはり圖書寮に藏されてゐる。

(註二八) 例として、劈頭の仁明天皇と清和天皇の御時の風俗歌をかゝげる。

- 仁明天皇
- 承和御宇
- 悠紀風俗 美濃國
- みの山に四時におひたる玉かしはとよのあかりにあふかたのしさ
- 主基風俗 備中國
- (さ) さのくまひのくまかはにこまとめてしはし水かへ影をたにみん
- あをやぎをかた糸によりてうぐひすのぬふてふかさは梅の花かさ
- まがねふくきひのなか山おひにせるほそたにかはのをとのさやけさ
- 清和
- 貞觀御宇
- 吉備國 美作國

美作やくめのさら山さらく〜にわか名はたてし萬代までに

(註二九)「夜鶴庭訓抄」の「御屏風書人々」の中に「六條院 同(伊行)」とある。また彼は宮内少輔を官位昇進の上限としたので、この官名を以て通稱とされたのであらう。「袋草紙」にも「宮内少輔伊行云……」と記した箇所もあり、この「詠歌」中の宮内少輔も伊行と見て差し支へないと思ふ。

(註三〇)「袋草子」の大嘗會和歌に關する記述を注意してみると、この書の成つた頃にも、大嘗會歌として纏つて傳つてゐたのは三條天皇の御時のものからであるらしい事が分る。即ち、平安時代の末期に存してゐた大嘗會和歌集は、現在の圖書寮本の前半部とは、同じであつたらしいのである。

その理由をあげると「大嘗會歌次第」の中に、前に引用した文章につゞいて「書利歌之時家々之説不同也、輔親兼澄等假名……」と、歌や詞を假名でかくか眞名でかくかに就て、代々の和歌作者のつた形式を例としてあげてゐる。所でその例は三條天皇の御時の和歌作者たる輔親兼澄から始つて居るのであり、またこの記事の終りに「長和以上人書様不慥也」とある事は大嘗會和歌の書式を知るに足る記録は三條天皇以前に關しては最早存しなかつたのを示すものであらう。

なほまた、この事は和歌作者として三條天皇の御時の人からを列記してゐる事からも證せられる。所で同じ文章の中にやはり次の如くある。

「大嘗會、天武天皇御宇白鳳二年癸酉十一月始之、但歌不見、而自承和御宇出來、但歌少々歟」

これは大嘗會和歌についてよく引かれる文章であるが、清輔が斯様な記述をしたのも恐らく上述の如き材料によつてゐるためであらう。この記載の眞實性もその意味に於て判斷せねばならぬ。

〔附表〕

天皇	年 號	「大嘗會悠紀主基詠歌」		備 考
		風俗歌	屏風歌	
仁明天皇	天長十年	主基三首	ナシ	同上
文德天皇	仁壽元年	ナシ	ナシ	同上
清和天皇	貞觀元年	主基一首	ナシ	同上
陽成天皇	元慶元年	悠紀四首	ナシ	同上
光孝天皇	元慶八年	悠紀五首	ナシ	同上
宇多天皇	仁和四年	悠紀四首	ナシ	同上
醍醐天皇	寬平九年	悠紀一首	ナシ	同上
朱雀天皇	承平二年	主基一首	ナシ	同上
村上天皇	天慶九年	悠紀十一首	ナシ	同上
冷泉天皇	安和元年	主基十三首	ナシ	同上
圓融天皇	天祿元年	主基十五首	ナシ	同上
花山天皇	寬和元年	ナシ	ナシ	同上
一條天皇	寬和二年	悠紀六首	ナシ	同上
三條天皇	長和元年	主基十首	悠紀四帖十二首	同上
後一條天皇	長和五年	主基十首	悠紀六帖十八首	同上
後朱雀天皇	長元九年	主基十一首	悠紀六帖十八首	同上
後冷泉天皇	永承元年	主基十首	悠紀四帖十二首	同上
後三條天皇	治曆四年	主基十首	悠紀六帖十八首	同上
白河天皇	承保元年	主基十首	悠紀六帖十八首	同上
堀河天皇	寬治元年	主基十首	悠紀六帖十八首	同上
鳥羽天皇	天仁元年	ナシ	悠紀方ノミ風俗歌十首(江師集)	悠紀方ノミ同上

一一一

崇徳天皇	保安四年	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
近衛天皇	康治元年	ナシ	ナシ	悠紀方ノミ風俗 歌十首(顯釋集) 八首	
後白河天皇	久壽二年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	「詠歌」ニ以後八草案書寫之一 字不違云云トアリ
二條天皇	平治元年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	「袋草紙」コノ頃ニ成ル
六條天皇	仁安元年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	悠紀方ノミ同上 (長秋詠藻)	「詠歌」ニ本云以宮内少輔亦云 々々トアリ 「部類」ニ以上四ケ度悠紀方歌 以本集書之トアリ
高倉天皇	仁安三年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	「詠歌」ニ本云以彼作者目録亦 書寫之トアリ 「兵範」紀ノ御屏風十帖、四尺六 帖和繪、五尺四帖本文
安徳天皇	壽永元年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	「俊鶴庭訓抄」コノ頃ニ成ル
後鳥羽天皇	元暦元年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	
土御門天皇	建久九年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	
順徳天皇	建暦二年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	
後堀河天皇	貞應元年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	
四條天皇	嘉禎元年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	ナシ	
後嵯峨天皇	仁治三年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	悠紀主基トモ風 俗十首(屏風十八 首)	
後花園天皇	永享二年	悠紀十首	悠紀六帖十八首	同上	・コノ問ノ御歌兩本トモ載セズ ・「部類」ニハコレヨリ以後ノ御 歌ナシ
櫻町天皇	天文三年	悠紀十首	悠紀六帖十八首		・「詠歌」コノ問ノ御歌載セズ 但、後相原天皇ヨリ靈元天皇マ デ大嘗會申絶
桃園天皇	寛延元年	悠紀十首	悠紀六帖十八首		

大嘗會屏風について